

(別記)

令和6年度今治市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

都市的地域・中山間地域では、農業従事者の兼業化や高齢化の進展により、生産集団による戦略作物である水稻・麦・大豆の体系的な作付けが減少している。また、新規就農者が少なく、一部の地域では農地の維持管理をすることが困難になってきている。さらに、圃場区画も小さく、水稻をはじめとして、水田における麦・大豆等の土地利用型作物の作業効率が低いことから、大幅な規模拡大も困難な状況にある。

今後、主食用米の需要が減少する中ではあるが、他の作物に転換を促進することで水田面積の維持を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当市では、地域振興作物の中でも特に「さといも」を重点作物として推進している。「さといも」は、水稻よりも収益性が高いこと、水田の仕組みが活用できること、安定した品質・収量が見込めるほか、収穫適期が9月～3月ごろまでと期間が長いため、水稻農家でも収穫時期を気にせずに取り組める利点があり、生産規模は年々拡大している。

また、近年は機械化を進めて労力の削減に取り組み、農機を買い揃えることが困難な小口農家に対してもJA等が定植作業支援を行うことで栽培面積の拡大を行っている。

今後も、水稻から「さといも」への経営転換に向けた積極的な誘導活動を展開し、あわせて経営転換に意欲的な農家に対しては、必要な環境の整備を進めていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田を有効に活用するため、麦・大豆の需要に応じた増産、作付けの団地化や生産性の向上に向けた支援を行う一方、水稻から高収益作物へ転換する生産者については、地域振興作物の生産を促進し、関係機関が一体となり栽培技術の指導や提案を行っていく。また、水稻と転換作物（麦・さといも・園芸作物等）の計画的なブロックローテーションを推進し、収益力向上に努めていく。

また、畑作物への転換が定着している生産者については、畑地利用の円滑な移行を促すため、関係機関と畑地化支援事業の実施方法を調整し、今後、生産者に対して畑地化に向けた情報提供や、補助事業を活用した基盤整備の支援等により、畑作物の拡大および定着を図る。

4 作物ごとの取組方針等

当市は中山間地域から都市近郊農業、島嶼部と幅広い土地利用条件が存在するため、画一的な対応が難しい。地域計画の作成において地域毎の土地の状態を把握し、地域の中心経営体と中心的農地を明確にし、地域に見合った営農を目指す事を基本方針とし、以下に示す作目方針を各地域に落とし込んでいく。

(1) 主食用米

消費者ニーズに対応した良食味米生産を展開する。そのためにも食の安全・安心のニーズに応じた特別栽培米や有機栽培米を推進し、契約栽培や学校給食等により販売先が確保された売れる米の生産拡大を図っていく。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

原料の多くを輸入に依存している濃厚飼料の代替として、主食用品種を含めた飼料用米に加え、多収品種の推進と生産拡大を図っていく。また、多収による生産コストの低減により農業者の所得の増加につながるよう、県特認の多収品種「媛育 71 号」による取組を支援し、地域の担い手への作付け誘導を図っていく。

イ WCS 用稲

牛の嗜好性や栄養価が高いため畜産農家にとってメリットがあり、また作業の分散が図れるため耕種農家にとってもメリットがある。低コストで安定した生産ができる品種の導入により生産拡大を図っていく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦は、連作障害回避や水田の高度利用の観点から水稻との二毛作により生産量の拡大を図り、担い手への土地利用集積など生産性の向上に努める。また、学校給食として需要のあるパン用小麦の栽培を拡大していく。

大豆は、担い手を中心に安全・安心で品質の高い生産の拡大を図っていく。また、非遺伝子組換えの地元産大豆の安全性をPRし、市内の味噌・豆腐等の加工業者と連携して学校給食をはじめとする地元消費の拡大を図っていく。

飼料作物は、輸入飼料に比べ、高栄養、低コスト（輸送コストの削減）、安全・安心であるという点において、畜産農家にとってメリットが大きい。また、地元産の安全・安心な飼料供給を維持することで生産農家の経営安定を目指していく。

(4) 高収益作物（園芸作物等）

水田を有効に活用するため、一般野菜の振興を図っていく。その中でも次の野菜を振興品目とし、有機栽培や愛媛県特別栽培農産物等認証の環境保全型農業での生産拡大を図っていく。「キュウリ」、「トマト（ミニを含む）」、「いちご」、「ししとう（甘長とうがらしを含む）」、「なす」、「アスパラガス」、「しゅんぎく」の施設野菜は、施設化の推進や新規生産者の確保による栽培面積の拡大を図っていく。特に「キュウリ」、「トマト（ミニを含む）」、「いちご」、「なす」については、エコ認証の取得や天敵利用による付加価値販売に取り組んでいく。中でも黄化葉巻病防除が緊急の課題である「トマト（ミニを含む）」は、防虫ネットを利用した耕種的防除を主体とした対策を図り、安定生産に努める。

「スイカ」、「かぼちゃ」、「大根」、「さといも」、「れんこん」、「レタス」、「ブロッコリー」、「キャベツ」、「玉ねぎ」、「ばれいしょ」の露地野菜は、機械化の推進や新規生産者の確保や農地流動化等による栽培面積の拡大と低コスト化を図っていく。

施設化、機械化の推進について他事業の支援も活用するとともに、集出荷での経費削減を図るため広域での集出荷体制の連携を進め、計画生産・出荷の推進により農家所得の安定と向上に努める。

販売面では、京阪神、地元市場への出荷及び市場を介して契約販売を拡大する他、農産物直販所への出荷、規格外品をパウダー利用する等農産物の有効利用を図っていく。

花きは、温暖な本地域の気象条件を活かした産地化を推進していく。そのため、施設園芸に適した施設化の推進と生産者の組織化を進めるとともに、需要の動向に即した花きの種類や品種の選定・導入及び栽培管理技術の高位平準化を図っていく。

その他作物については、水田を有効に活用するため、地域の実情に応じた作物の振興を図っていく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位 : ha)

作物	前年度の作付面積		当年度の作付予定面積		令和8年度の作付目標面積	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,373.0		1,433.0		1,433.0	
飼料用米	37.6		38.0		40.0	
WCS用稲	0.0		0.5		0.5	
麦	156.1	149.1	180.0	171.0	190.0	180.0
大豆	0.8		0.9		1.0	
飼料作物	17.3	14.4	3.0		3.0	
子実用とうもろこし	—		—		—	
地力増進作物	0.0		0.0		1.0	
高収益作物	367.0		369.0		372.0	
野菜	260.0		262.0		265.0	
花き・花木	90.0		90.0		90.0	
果樹	5.0		5.0		5.0	
その他の高収益作物	12.0		12.0		12.0	
畑地化	0.0		2.0		1.0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）		目標値	
1	麦	土地利用型農業（麦）担い手育成助成	集約面積	（令和5年度）	15,610a	（令和8年度）	19,000a
			担い手率	（令和5年度）	22.00%	（令和8年度）	22.00%
2	大豆	土地利用型農業（大豆）担い手育成助成	集約面積	（令和5年度）	80a	（令和8年度）	95a
			担い手率	（令和5年度）	22.00%	（令和8年度）	22.00%
3	飼料用米	飼料用米（媛育71号）担い手助成	生産面積	（令和5年度）	3,613a	（令和8年度）	4,200a
4	麦	麦二毛作担い手助成	集約面積 担い手率	（令和5年度） （令和5年度）	14,918a 22.00%	（令和8年度） （令和8年度）	18,000a 22.00%
5	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト（ミニ含む）、ししとう（甘長とうがらし含む）、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス	地域振興作物による水田の有効活用助成（基幹作）	生産面積	（令和5年度）	7,397a	（令和8年度）	7,420a
6	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト（ミニ含む）、ししとう（甘長とうがらし含む）、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス	地域振興作物の出荷・販売先に応じた加算（基幹作）	生産面積	（令和5年度）	5,737a	（令和8年度）	5,800a
7	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト（ミニ含む）、ししとう（甘長とうがらし含む）、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス	地域振興作物を環境保全型農業（有機栽培）で生産を行う取組に対する加算（基幹作）	生産面積	（令和5年度）	30a	（令和8年度）	50a
8	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト（ミニ含む）、ししとう（甘長とうがらし含む）、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス	地域振興作物を環境保全型農業（愛媛県特別栽培農産物等認証（特別栽培農産物））で生産を行う取組に対する加算（基幹作）	生産面積	（令和5年度）	197a	（令和8年度）	198a
9	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト（ミニ含む）、ししとう（甘長とうがらし含む）、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス	地域振興作物を環境保全型農業（愛媛県特別栽培農産物等認証（県認証農産物））で生産を行う取組に対する加算（基幹作）	生産面積	（令和5年度）	44a	（令和8年度）	50a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:愛媛県

協議会名:今治市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	土地利用型農業(麦)担い手育成助成(5ha以上10ha未満)(基幹作)	1	4,000	麦(はだか麦・小麦)	担い手(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、麦の生産及び出荷販売を行う取組面積に応じて支援する。
1	土地利用型農業(麦)担い手育成助成(10ha以上15ha未満)(基幹作)	1	5,000	麦(はだか麦・小麦)	担い手(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、麦の生産及び出荷販売を行う取組面積に応じて支援する。
1	土地利用型農業(麦)担い手育成助成(15ha以上)(基幹作)	1	7,000	麦(はだか麦・小麦)	担い手(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、麦の生産及び出荷販売を行う取組面積に応じて支援する。
1	土地利用型農業(麦)担い手育成助成(5ha以上10ha未満)(二毛作)	2	4,000	麦(はだか麦・小麦)	担い手(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、麦の生産及び出荷販売を行う取組面積に応じて支援する。
1	土地利用型農業(麦)担い手育成助成(10ha以上15ha未満)(二毛作)	2	5,000	麦(はだか麦・小麦)	担い手(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、麦の生産及び出荷販売を行う取組面積に応じて支援する。
1	土地利用型農業(麦)担い手育成助成(15ha以上)(二毛作)	2	7,000	麦(はだか麦・小麦)	担い手(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、麦の生産及び出荷販売を行う取組面積に応じて支援する。
2	土地利用型農業(大豆)担い手育成助成	1	30,000	大豆	担い手(認定農業者又は認定新規就農者)に対し、大豆の生産及び出荷販売を行う取組面積に応じて支援する。
3	飼料用米(媛育71号)担い手助成	1	6,000	飼料用米	担い手(地域水田農業ビジョン)(対象作物を30a以上耕作している者に対し、飼料用米を多収品種の愛媛県特認品種である「媛育71号」での取組面積に応じて支援する。
4	麦二毛作担い手助成	2	5,000	麦(はだか麦・小麦)	麦の生産を二毛作で行う取組面積に応じて支援する。
5	地域振興作物による水田の有効活用助成(基幹作)	1	5,000	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト(ミニ含む)、ししとう(甘長とうがらし含む)、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス(17品目)	対象作物を生産し、出荷販売する取組面積に応じて支援する。(下限面積は10aとする。なお、環境保全型農業(有機栽培)による取組の場合は下限面積は設けない。)
6	地域振興作物の出荷・販売先に応じた加算(基幹作)	1	10,000	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト(ミニ含む)、ししとう(甘長とうがらし含む)、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス(17品目)	対象作物を生産し、共販出荷、市場出荷又は契約販売する取組面積に応じて支援する。
7	地域振興作物を環境保全型農業(有機栽培)で生産を行う取組に対する加算(基幹作)	1	20,000	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト(ミニ含む)、ししとう(甘長とうがらし含む)、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス(17品目)	対象作物を環境保全型農業(有機栽培)で生産し、出荷販売する取組面積に応じて支援する。
8	地域振興作物を環境保全型農業(愛媛県特別栽培農産物等認証(特別栽培農産物))で生産を行う取組に対する加算(基幹作)	1	10,000	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト(ミニ含む)、ししとう(甘長とうがらし含む)、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス(17品目)	対象作物を環境保全型農業(愛媛県特別栽培農産物等認証(特別栽培農産物))で生産し、出荷販売する取組面積に応じて支援する。
9	地域振興作物を環境保全型農業(愛媛県特別栽培農産物等認証(県認証農産物))で生産を行う取組に対する加算(基幹作)	1	5,000	キュウリ、かぼちゃ、スイカ、なす、トマト(ミニ含む)、ししとう(甘長とうがらし含む)、いちご、キャベツ、たまねぎ、しゅんぎく、大根、さといも、れんこん、ばれいしょ、レタス、ブロッコリー及びアスパラガス(17品目)	対象作物を環境保全型農業(愛媛県特別栽培農産物等認証(県認証農産物))で生産し、出荷販売する取組面積に応じて支援する。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。